

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

1月会議 1月5日 開会
 1月5日 散会

七ヶ浜町議会

令和6年1月5日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会1月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議会議録第1号

令和6年1月5日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君

長 寿 社 会 課 長	沼 倉 隆 弘 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 裕 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年1月5日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議日程の決定
 - 日程第4 議案第1号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 日程第5 議案第2号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第6 議案第3号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）
 - 日程第7 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議日程の決定
- 日程第4 議案第1号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第3号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議員の派遣について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） 皆様、新年明けましておめでとうございます。執行部各位、議員各位におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられましたことと、お慶びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

只今から、令和6年七ヶ浜町議会定例会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。

只今の出席議員は、14名であります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番 熊谷 明美 議員、9番 佐藤 壮一 議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。令和6年七ヶ浜町議会定例会の会期は、本日から12月27日までの358日間と致したいと思ひます。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月27日までの358日間と決しました。

日程第3 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、会議日程の決定を議題と致します。

お諮り致します。令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議の日程は、本日1日間と致したいと思ひます。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。

よって、1月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君）ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料を、お手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

はじめに、昨年12月21日、宮城黒川地方 町村長・議長懇話会及び宮城黒川地方町村議会 議長会主催の懇話会が開催され、私が出席をし、各町村の運営状況等について情報交換をしてきております。

次に、昨年12月22日、令和5年第4回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります、佐藤 壮一 議員、遠藤 喜二 議員が出席をしてきております。

次に、昨年12月26日、令和5年第4回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります、熊谷 明美 議員、仁田 秀和 議員が出席をしてきております。

昨年12月27日に行われた、例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、寺澤 薫町長より、招集及び新年の挨拶をいただくとともに、提案理由の説明をお願いいたします。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 議員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしく願います。

本日、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。今年の年明けは、天候にも恵まれ、穏やかな新年かなと思っておりましたら、正月気分を一気に吹き飛ばす、波乱の新年の幕開けとなりました。元日には石川県能登地方で震度7の大地震が発生し、家屋倒壊や津波警報が発令されるなど、報道によりますと今も大きな余震が発生し、被害が拡大するなど、支援物資の輸送路の確保などにも大きな影響が出ているということでもあります。被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。そして、1日も早い復旧復興を願うところでございます。さらに、翌日の2日には、羽田の航空機事故が発生するなど、年頭から大変な状況下にあります。このことを踏まえ、改めて気を引き締め、本町における安全安心のための防災の重要性を再認識するところであります。さて、2024年、令和6年がスタートし、政府の対応は次元の異なる少子化対策や、物価高騰への支援を重点施策として掲げ、今後児童手当の拡充や、定額減税が実施されます。本町でも、迅速な対応と、取りこぼしのな

いように、情報のアンテナを高くして取り組んでまいります。そして本町が取り組むこれまでの6つの施策等におきましても、例えば本町の健康づくりにおいて、健康機運をどう高め、展開するかなど、ブラッシュアップしながら見える化や具現化の取り組みを進めてまいる所存であります。

今年はどういう年ではありますが、昭和でいうと99年だそうです。ちなみに今年の干支は甲辰（きのえのたつ）ということで、物事の始まりという意味合いもあり、登り竜のように勢いと活気に溢れ、新しいことに挑戦して成功するとか、これまで準備してきたことが形になるという大変縁起の良い年ということでもあります。ぜひ、そのことにあやかっ、実り多き1年にしたいと考えております。本年も、本町が抱える様々な課題に真摯に向き合い、キャプテンシーをもって取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議での、年頭にあたっての挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議に御提案をいたしました議案について説明をさせていただきます。今回提出いたしました議案につきましては、議案第1号から議案第3号までの、3議案であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。はじめに、議案第1号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にともない所要の改正を行うものです。次に、議案第2号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）であります。補正の額は、4,570万円の追加で、補正後の総額は、歳入歳出合わせてそれぞれ81億1,920万8,000円とするものであります。歳出の内容としましては、材料高騰による給食用賄材料代の補てんと、上水道基本料金の減免でございます。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当してございます。次に、議案第3号は、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）であります。3条予算の収益的収入、営業収益から1,317万円を減額、営業外収益に1,317万円を追加するものであります。補正の内容としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による上水道基本料金減免にかかる財源の整理であります。

以上、提案いたしました議案について説明いたしました。慎重審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君） 日程第4 議案第1号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第1号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案書1ページをお開きください。議案書1ページです。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。今回の改正は、令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律により新たな事務が追加されることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて手数料を定めるものであります。条例の改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。議案参考資料1ページをお開きください。第2条第1号は、戸籍謄本等の交付手数料の規定であります。このたびの戸籍法の一部改正により、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本等の交付ができるようになることから、その交付手数料について本籍地の戸籍謄本等と同額に定め、その他文言の整理を行うものであります。同条第2号の改正は、文言の整理であります。同条第3号の追加は、このたびの戸籍法の一部改正により、行政機関で手続きする際に添付する戸籍謄本等に代わるものとして戸籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まることから、その発行手数料を新たに定めるものです。2ページをお開きください。同じく第3号の後半部分ですが、この号の最後にありますとおり、手数料を400円に定めるとともに、その上の行の中ほど、カッコ書きの最後の部分に、除くとありますが、これはマイナポータルを利用する場合や、同一事項等を記載した戸籍謄本等と同時に請求する場合を手数料の対象から除くこととしており、その場合の手数料は無料となります。次に、改正前の条例同条第3号を同条第4号とする改正は、先ほどの第1号と同様の改正内容であり、除籍謄本等について本籍地以外の除籍謄本等の発行手数料を本籍地の除籍謄本等の発行手数料と同額に定め、文言を整理するものであります。改正前の同条第4号は、文言を整理し繰り下げて同条第5号とするものです。2ページから次の3ページにかけてをご覧ください。同条第6号の追加は、先ほどの改正後の第3号と同様の規定であり、除籍電子証明書にかかる識別符号の発行手数料を700円に定めるとともに、マイナポータルを利用する場合及び同一事項を証明する除籍謄本等を同時に請求する場合を無料とするものであります。次に、改正前の同条第5号は、受理証明や記載事項証明等の交付手数料の規定であります。今回の戸籍法の一部改正に伴い、届出書等情報の内容証明書の交付事務が追加されることから、その交付手数料を受理証明等の同額に定め、同号を第7号とするものであります。改正前の同条第6号は、閲覧手数料の規定であります。戸籍法の一部改正に伴い、届出等情報を閲覧に供する事務が追加さ

れることから、その手数料を既存の閲覧手数料と同額に定め、同号第8号とするものであります。4ページをお開きください。改正前の同条第7号から第31号の規定については、2号ずつ繰り下げるものであります。第4条第2号の改正は、第2条第30号が項ずれすることに伴う文言の整理であります。議案書にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。附則のとおり、この条例の施行期日は令和6年3月1日からとなります。

以上、改正内容の説明となります。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありますか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり） 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数でありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第2号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第2号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第2号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。議案書4ページをお開きください。第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,920万8,000円に定めようとするものであります。今回補正するものとしたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、事業内容につきましては、上水道基本料金減免分補助と、学校給食食材費高騰対応事業の2つの案件であります。

それでは、歳入について説明いたします。9ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3,800万3,000円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業の財源として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への追加で、上水道基本料金減免と、学校給食食材費高騰分にそれぞれ充てるものであります。

19 款 2 項 1 目 財政調整基金繰入金 769 万 7,000 円は、歳出オーバーとなる分への財源となるものであります。次ページ、10 ページをご覧ください。歳出について説明いたします。

2 款 6 項 13 目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、10 節需用費 619 万円は学校給食食材費高騰対応分で、今年度につきましてはすでに一食あたり 40 円を補てんしておりますが、本年 2 月・3 月分に 20 円を追加し、さらに来年度の 4 月から 7 月分までに 60 円を補てんし、保護者負担軽減措置を図るものであります。18 節負担金補助及び交付金 3951 万円は、水道事業会計で官公庁分を除くすべての水道利用者に対して、本年の 3 月請求分から 5 月請求分までの 3 か月分の基本料金減免を実施するもので、その全額を水道事業会計へ補助するものであります。なお、いずれの事業も年度をまたぐものとなりますので、繰り越す額がほぼ確定となります定例会 3 月会議におきまして繰越明許費補正を計上する予定としております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川渡です。議案第 2 号 七ヶ浜町一般会計補正予算（第 5 号）に反対いたします。反対の理由は、歳出の 2 款総務費 13 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業において、推奨事業メニュー事業費の趣旨に反した配分を行っていることであります。その内容は、先の全員協議会で当局からの説明がありました。本町での推奨事業メニュー交付金 4,100 万 3,000 円のうち 300 万円を低所得者世帯支援に充当することでありました。推奨事業メニュー交付金 4,100 万 3,000 円は全額本町が活用事業とする七ヶ浜町水道事業会計繰出補助と、学校給食食材費高騰対応事業に充当すべきであります。例えば、300 万円を学校給食食材費高騰対応事業に充てれば、さらに 2 か月の保護者負担軽減ができるのであります。300 万円を充てる低所得者支援事業については、さらなる財政調整基金及び地域福祉基金等の取り崩しで対応することも十分可能ではありませんか。今補正予算にこれらのことが図られていないことから、反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。私は、議案第 2 号 七ヶ浜町一般会計補正予算（第 5 号）について、賛成の立場で討論いたします。今回の補正におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であります。事業メニューは大きく分

けて2つでございます。1点目は、上水道基本料金の減免に対する水道事業会計への補助金であります。水道は、電気・ガスと並ぶ生活に直結する重要インフラであります。エネルギー価格高騰と物価高騰の影響を受け、疲弊した町民や事業者の負担軽減を図るためにも、必要な補助であるとともに、広く全体的に行き渡るメニュー選定であると評価し、本補正案は妥当であると判断いたします。2点目は、学校給食食材費高騰対応事業であります。ロシアのウクライナ侵攻や円安による物価高騰は様々なところに影響が及んでおり、学校給食食材費にも多大な影響をきたしております。物価高騰が長期化する中、児童生徒の体づくりに重要な栄養バランスの取れた学校給食を提供するためにも、給食の質や量は維持する必要があります。現状、学校給食センターの献立の工夫などにより良質な給食を提供し続けていると認識しておりますが、物価高騰により独自財源では限界があり、給食費の保護者負担が増加しないように、物価高騰に対応した交付金の活用による本補正案は妥当であると判断するものでございます。また、今後も年間を通じまして本町の地場産品を積極的に取り入れるなど地産地消の推進をはかり、学校給食の質の向上にも引き続き努められることを期待して賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） 他に討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。これより、本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第6 議案第3号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第3号、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。11 ページになります。第2条は、予算第3条に定めた収益的収入について、第1款第1項営業収益の既決予定額から1,317万円を減額し、4億1,138万7,000円に。第2項、営業外収益の既決予定額へ1,317万円を追加し、8,136万2,000円に定めようとするものでございます。第3条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う内容の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。13 ページを御覧ください。13 ページになります。収益的収入の1款1項1目、給水収益1,317万円の減額は、物価高騰対応による上

水道基本料金の減免分でございます。続いて、1款2項4目、他会計補助金1,317万円の追加は、上水道基本料金減免に対する一般会計からの補助金でございます。なお、今回の補正予算は、上水道料金3月請求の1か月分に係る予算の整理であります。4月、5月請求の2か月分については、新年度予算で整理する予定であります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり） 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本年中に開催が予定されます全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会、宮城黒川地方町村議会議長会、二市三町議長団連絡協議会等が主催する各種行事及び各種広域行政事務組合議会の行事、七ヶ浜町並びに七ヶ浜町議会主催の各種行事等に、会議規則第130条の規定により、関係する議員をそれぞれ派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本年中に開催が予定されております諸行事等に、関係議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員派

遣について、変更を要するものについての措置は、議長に一任されることに決しました。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもって、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月会議に付議された議案は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日1月6日から12月27日までの357日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、明日1月6日から12月27日までの357日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時33分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員